記者発表資料

国土交通省は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。
河川協力団体様の活動を通じ、SDGsの達成に貢献するとともに、
より良い河川空間の形成を目指してまいります。

令和６年１１月７日
青森河川国道事務所
高瀬川河川事務所
岩木川ダム統合管理事務所

岩木川水系・高瀬川水系及び馬淵川水系の『河川協力団体』を募集します

～民間団体による河川の維持・環境保全活動を支援～

○平成２５年に創設された河川協力団体制度に基づき、岩木川水系、高瀬川水系（小川原湖を含む）及び馬淵川水系の国直轄管理区間において「河川協力団体」を募集します。
○河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体を支援するものです。
○河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことで、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実が図られるものと期待されます。
○河川協力団体として河川の維持、河川環境の保全等の活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となります。

※河川協力団体制度の概要については、別紙１をご参照ください。

１．募集期間
令和６年１１月　８日（金）から
令和６年１２月１３日（金）まで

２．募集区間及び募集機関
青森県内の岩木川水系、高瀬川水系及び馬淵川水系のうち、国が管理する区間（別紙２参照）
○岩木川等、馬淵川・・・・・・・青森河川国道事務所
○高瀬川（小川原湖を含む）・・・　高瀬川河川事務所
○浅瀬石川ダム、津軽ダム・・・・岩木川ダム統合管理事務所

３．募集要項等

募集要項、様式等のデータについては、各事務所のホームページから入手できます。

【青森河川国道事務所】
https://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/related/cooperation.html
【高瀬川河川事務所】
https://www.thr.mlit.go.jp/takase/2024_riveradvertise.html
【岩木川ダム統合管理事務所】
https://www.thr.mlit.go.jp/iwakito/infomation/river_cooperation.html

４．その他

令和６年１０月末現在では、岩木川水系で３団体、高瀬川水系で２団体、馬淵川水系で１団体が、河川協力団体として指定されています。

発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、弘前記者会、黒石記者クラブ、八戸市政記者クラブ、八戸市地方紙等資料提供社、三沢記者会

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局
【岩木川等・馬淵川】 青森河川国道事務所
電話０１７－７３４－４５２１（代表）
副所長（河川担当） 三浦（みうら） 俊明（としあき）（内線２０４）
河川占用調整課長 佐藤（さとう） 政孝（まさたか）（内線３４１）

【高瀬川】 高瀬川河川事務所
電話０１７８－２８－７１３５（代表）
副所長（技術担当） 大菅（おおすが） 貴広（たかひろ）（内線２０４）
工務課長 大渕（おおぶち） 剛志（ひさし）（内線３１１）

【浅瀬石川ダム・津軽ダム】 岩木川ダム統合管理事務所
電話０１７２－８５－３０３５（代表）
副所長（技術担当） 岩花（いわはな） 賢（さとし）（内線２０４）
管理課長 中野（なかの） 博英（ひろひで）（内線３３１）

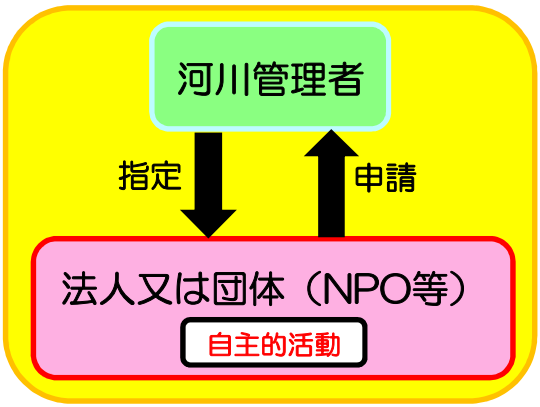
別紙１

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

◆　河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。※許可の簡素化等

◆　河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
　申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆　河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持


河川敷清掃


ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供


船による監視


シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究


外来種調査


鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発


マイ防災マップづくり


安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体制度のねらいは？

◆　本制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

■申請に必要な資格は？

◆　申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の８※に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

①代表者が定まっていること。

②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。

③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。

④法人等の構成員（役員を含む。）が５名以上いること。

⑤申請時点において、法人等の設立後５年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。

⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑧直近１年間の税を滞納していないこと。

⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。

⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）　第33条の８

　河川法第５８条８第１項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

河川法（昭和39年法律第１６７号）　第５８条８第１項

　河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

■河川協力団体に指定されると？

◆許可等が簡素化されます

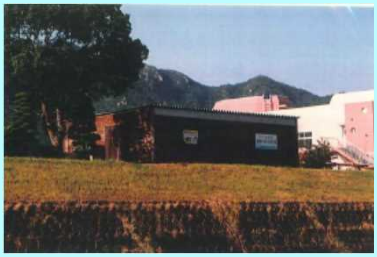
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

※
- 工事等の実施の承認 ⇒ 河川法第20条
- 土地の占用の許可 ⇒ 河川法第24条
- 土石以外の河川産出物の採取の許可 ⇒ 河川法第25条後段
- 工作物の新築等の許可 ⇒ 河川法第26条第１項
- 土地の掘削等の許可 ⇒ 河川法第27条第1項
- 権利の譲渡の承認 ⇒ 河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）

例）　現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることが可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】
地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】
国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」
例）堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」
例）河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

別紙2

令和6年度 岩木川水系、高瀬川水系、馬淵川水系河川協力団体募集区間について

岩木川水系（国管理区間）

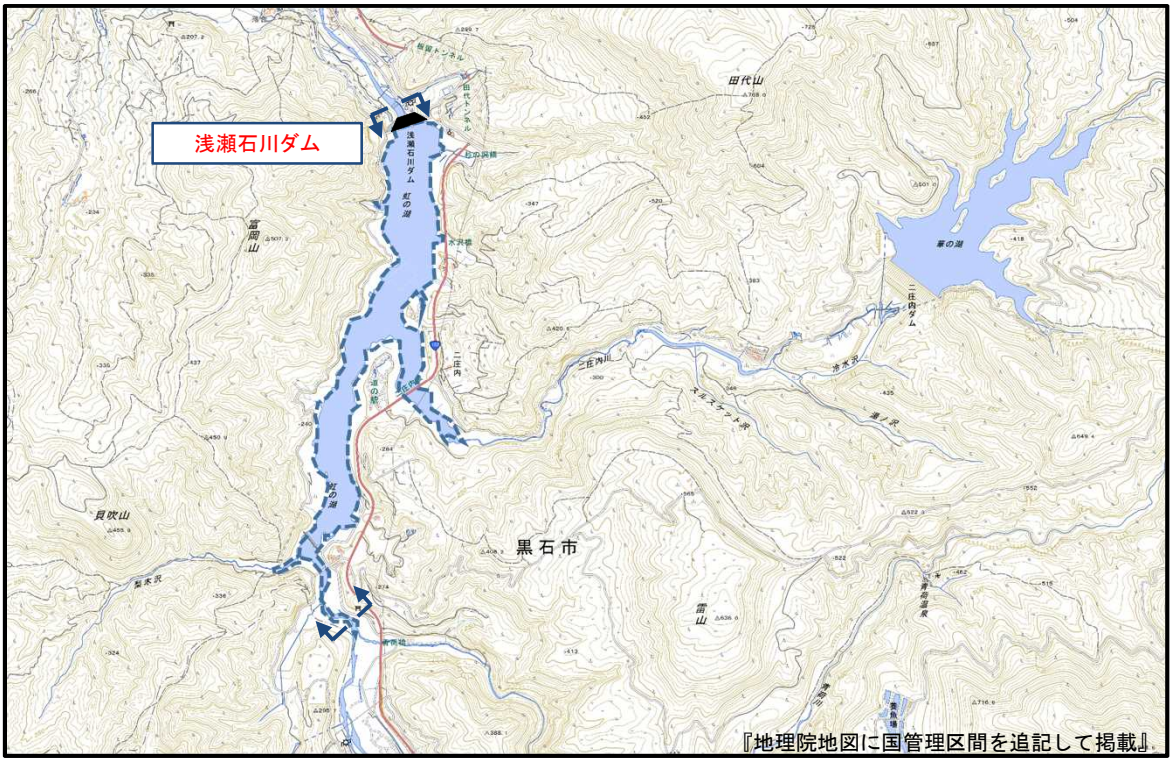
＜青森河川国道事務所管内＞

- 岩木川(十三湖含む)：十三湖河口～上岩木橋（県道）【69.9km】
- 平川　　：岩木川合流点【0km】　～平川第一鉄道橋（JR）【5.9km】
- 浅瀬石川：平川合流点【0km】　～朝日橋（県道）【2.3km】
- 土淵川　：平川合流点【0km】　～大久保橋（県道）【0.6km】
- 旧大蜂川：岩木川合流点【0km】　～小友橋（県道）【1.9km】

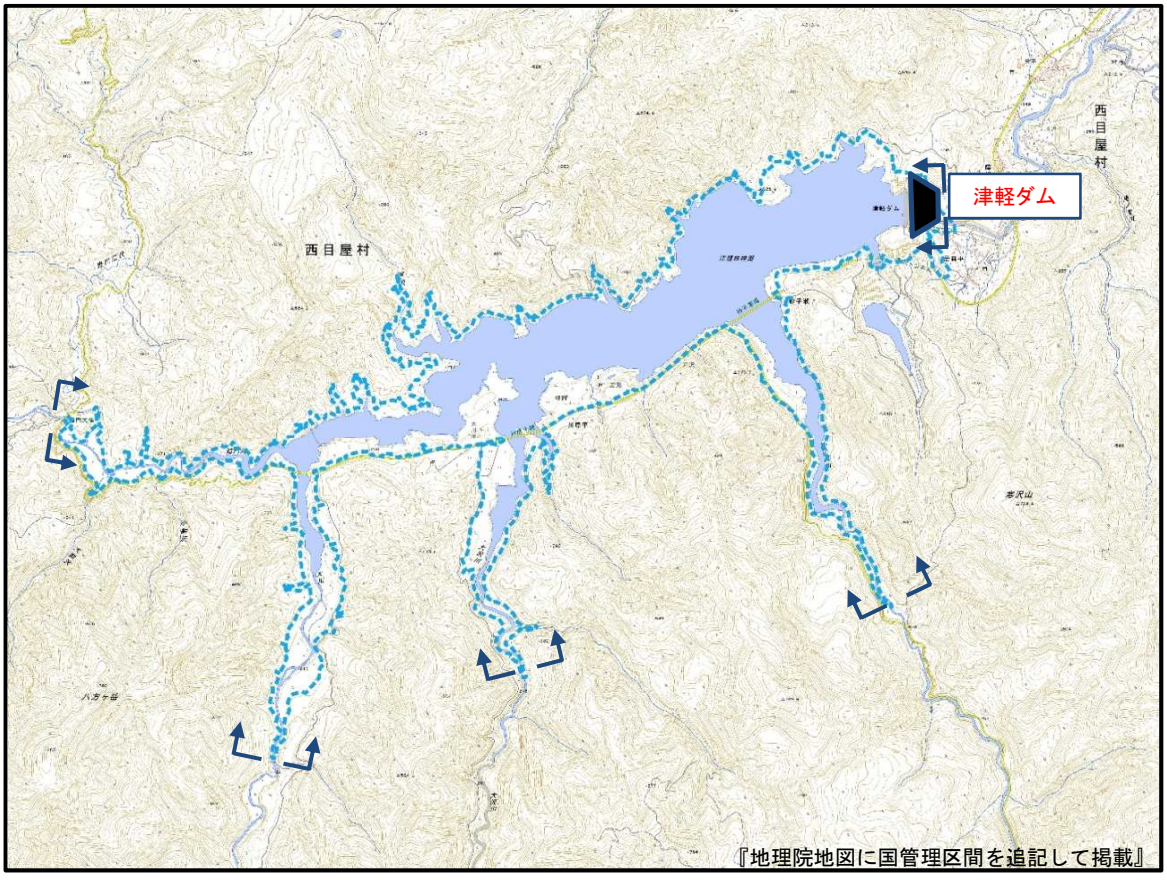


＜岩木川ダム統合管理事務所管内＞

・浅瀬石川ダムの国管理区間



・津軽ダムの国管理区間



高瀬川水系（国管理区間）

＜高瀬川河川事務所管内＞

・**高瀬川**：高瀬川河口　～湖畔橋（東北町大字上野地先）【40.1km】



馬淵川水系（国管理区間）

＜青森河川国道事務所管内＞

・**馬淵川**：馬淵川河口　～櫛引橋（国道104号）【10.0km】

